

分収育林事業実施要領の運用について

〔昭和 60 年 6 月 13 日 60 林野業二第 160 号
林野庁業務第二課長より各営林(支)局長あて
(最終改正) 平成 25 年 3 月 19 日 24 林国業第 176 号〕

国有林の分収育林事業については、「国有林分収育林事業の実施について」(昭和 59 年 10 月 4 日付け 59 林野業二第 88 号林野長官通達)をもって通知しているところであるが、この 通達を実施していく上で必要な細部事項等について別添のとおり定めたので遺憾のないようにされたい。

別 添

分収育林事業実施要領の運用について

(略)

29 持分の買受け

- (1) 費用負担者に対する意向の確認を実施し、販売による分収を希望する費用負担者がいる場合は、他の費用負担者についてもその持分を買い受けないものとする。
- (2) 森林管理局長は、費用負担者の持分を買い受ける場合、分収育林事業実施要領の第 8 の 4 (3)に基づく買受け金額の決定に当たっては、分収育林評価委員会を設置し、その意見を聞くものとする。なお、分収育林評価委員会の運営については、別紙 21 の「分収育林評価委員会運営要領準則」に基づき森林管理局長が策定する分収育林評価委員会運営要領によるものとする。

(以下、略)

別紙2 1

分収育林評価委員会運営要領準則

(目的)

第一条 この準則は、森林管理局長が、分収育林契約に定められた費用負担者の持分の買受け金額の決定に際し、意見を聴取するために設置する分収育林評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、分収育林評価委員会運営要領を定めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第二条 委員会は、森林管理局長が諮問した持分の買受け予定価額の案について審議し、森林管理局長に対し、意見を述べるものとする。

(委員会の委員及び任期等)

第三条 委員会の委員の数は3人とし、森林管理局長は、中立かつ公正の立場を堅持できる弁護士、不動産鑑定士、技術士（森林部門）をそれぞれ1人委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第五条 委員会は、森林管理局長の諮問に応じ、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は、森林管理局長が招集する。

(議事)

第六条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

(会議の公開)

第七条 会議は、非公開とし、議事概要はこれを公表する。

(委員の秘密保持義務)

第八条 委員又は委員であった者は、委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員の除斥)

第九条 委員は、自己又は三親等内の親族の利害に關係ある事案については、第六条の議事には加わることができない。

(庶務)

第十条 委員会の庶務は、森林管理局森林整備課において処理する。

(雑則)

第十一条 議事の手続その他委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って決め る。